

村山市共同企業体実施要領

第1 本市は、共同企業体に共同連帯して建設工事の適正な施行を実施させ、共同施行方式（甲型）又は分担施行方式（乙型）による共同企業体の健全な発展育成を図るものとする。

第2 本市工事の競争入札に参加しようとする共同企業体は、建設工事入札参加資格審査申請書に次の各号に定める書類を添えて、前年度の2月中に市長に提出するものとする。

- 1 構成員の印鑑証明書
- 2 経営事項審査申請書
- 3 共同企業体経営規模等総括表（別紙1）
- 4 共同企業体協定書（甲型）（乙型）（別紙2）
- 5 従たる事業所の工事経歴書（別紙3）
- 6 委任状（入札、契約）

ただし、第3の1に掲げる共同企業体について、市長が特に認める場合は、この限りではない。第3の2に掲げる共同企業体については、その都度提出することとし、共同企業体協定書（甲型）（乙型）は、別紙4によるものとする。

第3 共同企業体の種類及びその構成員は、次に掲げるものとする。

- 1 一般共同企業体（施工能力の増大を目的として年間を通じて結成される共同企業体）

（1）県内建設業者同志による共同企業体

入札参加資格審査申請（以下「入札申請」という。）時の年度に村山市建設工事入札参加業者、業種別等級別名簿（以下「名簿」という。）に登録された有資格業者（その建設業種の格付がC以上のもの）3名以内により構成されたもの。

ただし、継続的な協業関係が確保され円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5社までとすることができるものとする。

なお、構成員は入札申請した工事種別等について、1つの共同企業体の構成員にしかねないものとする。

- 2 特定共同企業体（特定の工事の施行を目的とし、当該工事ごとに結成される共同企業体）は、次の各号に規定するものとする。

（1）特定共同企業体の構成員の数は、3社までとする。

（2）特定共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- ア 村山市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - イ 発注しようとする対象工事（以下、「発注工事」という。）の種類に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けた日から3年以上営業を継続していること。
 - ウ 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として実績があり、同種の工事の施工実績があること。
 - エ 発注工事の種類に係る監理技術者又は資格を有する主任技術者を発注工事の工事現場に専任で配置することができること。
 - オ 構成員は同一の建設工事で他の特定共同企業体の構成員となることができない。
- （3）特定共同企業体は、自主的に結成するものとする。
 - （4）特定共同企業体の代表者は、発注工事の種類において特定建設業の許可を有していることとし、発注工事において円滑な共同施工を確保し、中心的役割を担う必要があるため、構成員の中で出資費比率が最大の者でなければならない。
 - （5）各構成員の出資比率の最小限度基準は、構成員が2社の場合は30パーセント以上、構成員が3社の場合は20パーセント以上とする。

第4 第3の2に規定する共同企業体に発注することができる工事は、設計金額が3億円以上の建設工事とする。ただし、高度な技術、特殊な工法等が必要な工事で、特定共同企業体による円滑な施工が確保できると市長が特に認める場合は、この限りでない。

第5 共同企業体の資格審査は、構成員の適格性の審査及び村山市建設工事指名審査等資格審査基準により行うものとする。

第6 本市工事の競争入札において、入札に参加する共同企業体の構成員となっている者は、単体で同一工事の競争入札に参加することはできない。

附 則

- この要領は、昭和60年7月1日から施行する。
- この要領は、平成 2年4月1日から施行する。
- この要領は、平成 6年2月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、令和8年8月4日から施行する。